

令和 7 年 4 月 24 日 開催

令 和 7 年

第 4 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和7年第4回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月24日（木） 開会 14：30 閉会 15：05

2 開催場所 函館市役所 8階大会議室

3 出席委員

議長	立 藏 義 春	5 番	八 戸 千 修
1 番	川 村 稔	6 番	山 田 美代子
3 番	佐 藤 勉	7 番	近 江 政 夫
4 番	大 櫻 寅 男	8 番	菅 原 秀 樹

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿 磯 純 志	主査	島 崎 昭 仁
局次長	吉 田 浩 樹	主任主事	川 口 葵 衣
農地課長	石 岡 正 直	主 事	小笠原 康 太
主 査	奥 野 秀 光		

以上7名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- 議案第5号 函館市農地銀行業務実施要綱の一部改正について
- 議案第6号 農地事務処理要領の一部改正について
- 議案第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 報告第2号 会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）

14：30 開会

議長（立藏会長）

本日の欠席委員について、9番西浦委員が欠席しておりますので、お知らせいたします。

ただいまより、令和7年第4回農業委員会総会を開会いたします。

まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案7件、報告2件、計9件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、4番大槻委員、7番近江委員の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計2万7千807平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、4月17日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおり

で、面積は、878平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。記載の3名の農業委員にて、4月17日に現地調査を行っております。なお、このページの下段が箇所図となってございます。以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、大槻委員、八戸委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、1段目に記載の農地は耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態、2段目の農地は木々が生い茂っている山林状態ありました。

番号2について、申請地は、耕作によらず宅地状態でありました。

のことから、番号1および番号2について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり、証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問なご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があつたので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、8千970平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、令和3年6月1日付け農地法第3条許可で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は令和7年2月28日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま、調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本件の番号2について、近江委員が、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、まず、番号1を全員で審議し、続いて、番号2を議事参与の制限に該当する近江委員に退室いただき、議案説明、予備審査、報告、審議したいと考えております。

このような進め方で、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、2件の所有権移転の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

はじめに、番号1をご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、161平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、9ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号1を採決いたします。
お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

続いて、番号2を議題といたします。

それでは、近江委員はご退室願います。

(近江委員 退室)

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の10ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は3筆合計2万3千834平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が農地の処分、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、11ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号2について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち番号2を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

近江委員は入室願います。

（近江委員 着席）

次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の12ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案4件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から機構、機構から受け手の2つの計画を作成することになることから、「番号1と番号2」、「番号3と番号4」をそれぞれ、一括してご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、8千587平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畠、権利の設定期間、借貸の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、14ページが箇所図、ページの下段が調査書となってございます。

15ページをお開き願います。

番号3および番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7000平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は、賃借権でございます。

利用目的は畠、権利の設定期間、借貸の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、16ページが箇所図、ページの下段が調査書となってございます。

今後の事務につきましては、計画に対する総会の意見をふまえ事務委任を受けた農業委員会へ、北海道農業公社から認可申請が行われます。

そこで、本計画に伴う賃借開始期間短縮のため、農業委員会による認可および速やかな公告を行うことにつきましても、本日ご審議くださいますようお願ひいたします。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番佐藤委員から、ご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」番号1から番号4に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号4について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号、番号1から番号4についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第4号「農用地利用集積等促進 計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第6、議案第5号「函館市農地銀行業務実施要綱の一部改正について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第5号「函館市農地銀行業務実施要綱の一部改正について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法の改正により「農用地利用集積計画」が廃止となり、地域計画策定後は、農地中間管理事業の推進に関する法律による「農用地利用集積等促進計画」に変更されたことにより、規定の整備が必要となったことから、当該要綱の一部改正について審議を求めるものでございます。

18ページをお開き願います。

こちらが、新旧対照表となってございます。

左の欄が現行、右の欄が改正案となっておりまして、下線の部分が変更箇所となっております。

変更の内容につきましては、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改めるものでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありました、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第5号「函館市農地銀行 業務実施要綱の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7、議案第6号「農地事務処理要領の一部改正について」を議題いたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の19ページをお開き願います。

議案第6号「農地事務処理要領の一部改正について」をご説明申し上げます。

本件につきましても、議案第5号と同じ理由により、当該要領の一部改正について審議を求めるものでございます。

20ページをお開き願います。

こちらが、新旧対照表となってございます。

左の欄が現行、右の欄が改正案となっておりまして、下線の部分が変更箇所となっております。

変更の内容につきましては、「農業経営基盤強化促進法」を「農地中間管理事業の推進に関する法律」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改めるものでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありました、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第6号「農地事務処理要領の一部改正について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第8、議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の21ページをお開き願います。

議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を、ご説明申し上げます。

議案書の22ページから24ページまでが内容となっておりますが、合同会議と同じものですので、詳細は割愛させていただきます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、説明がありましたが、本件について、各委員から、何かご意見などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております、議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

なお、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日の決定をもって、農業委員会ホームページでの公表および北海道への報告を行いますので、ご承知おき願います。

次に、日程第9、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書

の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の25ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が8件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

26ページをお開き願います。

このページの番号1から34ページの番号8まで、市街化区域4件、市街化調整区域4件、計8件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、番号1から番号4は農地、番号5から番号8は農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第10、報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の35ページをお開き願います。

報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」をご説明申し上げます。

36ページをお開き願います。

令和7年度の事務局体制についてでございますが、記載のとおりとなっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、3点お話をございます。

1点目ですが、会議の出席報告です。

令和7年度渡島平野地区農家労働力対策協議会が4月18日金曜日、函館市において開催し、菅原職務代理者と事務局次長が参加しております。

菅原職務代理者から、会議参加の報告をお願いいたします。

8番（菅原委員）

4月18日金曜日、午後4時30分より、函館市役所4階農業委員会会長室にて、令和7年度渡島平野地区農家労働力対策協議会が開催され、本来であれば会長が出席でしたが、あいにく別の業務と重なったため、私が代理で出席いたしました。

各議事につきましては、全員異議なしということで、決定されました。

議長（立藏会長）

ありがとうございました。

次に、令和7年度渡島地方農業委員会連合会通常総会が4月21日月曜日、七飯町で開催され、私と事務局次長が参加いたしました。

2点目ですが、次の総会は、令和7年5月29日木曜日午後2時から、市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は4月25日金曜日、農地法関連は5月7日水曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、5月22日木曜日、午後1時からとなります。

それでは、5月の現地調査委員を指名いたします。

1番川村委員、6番山田委員、7番近江委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

15:05 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 大槻寅男

署名委員 近江政夫